

## 茨城県栄養士会と災害時における 栄養・食生活支援活動に関する協定を締結しました！

茨城県では、避難所等の被災者に対して、適切に食事・栄養の管理、相談対応を行うとともに、特殊栄養食品を確実に要配慮者に提供するため、「公益社団法人 茨城県栄養士会」と「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」を締結することとし、以下のとおり締結式を行いましたので、結果をお知らせします。

### 【概要】

1. 日時 2026年3月25日(水) 13:30~13:40
2. 場所 茨城県庁13階 保健医療部長室
3. 出席者 公益社団法人 茨城県栄養士会 会長 石川 祐一 ほか  
茨城県保健医療部長 丸山 慧



### 4. 協定内容

茨城県内で大規模災害が発生した際に、県からの協力要請に基づき、県栄養士会から栄養士チームを被災地に派遣し、下記の災害支援活動を行う。

- (1) 特殊栄養食品(アレルギー児用粉ミルクやアレルギー用食品、えん下困難者用食品、病者用食品など)の提供に係る支援
- (2) 治療食や食物アレルギー除去食などの要配慮者に対する巡回個別栄養相談
- (3) 避難所での食事状況調査や衛生指導、栄養健康相談
- (4) 被災者への栄養補給の支援
- (5) その他栄養・食生活支援活動において必要な業務

### 【お問合せ先】

茨城県保健医療部健康推進課 担当: 渡辺・石井

電話: 029-301-3229

Email care3@pref.ibaraki.lg.jp

< 協定締結式における 丸山部長(県:保健医療部) と 石川会長(県栄養士会) の発言要旨 >

○ 丸山部長

- ・ 自然災害が頻発・激甚化し、長期間にわたる避難生活を余儀なくされるケースが年々増加している中で、栄養の重要性が実感されてきている。乳幼児や高齢者、食物アレルギー患者などの特殊栄養食品を必要とする方々に、それらの食品をきちんと届けるためには、栄養士の方々の力が必要不可欠と考えている。
- ・ 一方で、市町村に勤務する栄養士数は少なく、いざという時には、県栄養士会の力が必要であるため、今回、協定締結の申し出をいただき、協定を締結できたことは大変心強い。
- ・ 本締結をゴールとするのではなく、出発点として、当県の災害対応も強化しながら、栄養士会の活動をきちんとバックアップしてまいりたい。

○ 石川会長

- ・ 栄養状態の悪化は、これまでの災害でも大きな課題となっている。特に、高齢者の低栄養やフレイルの進行、食物アレルギーを有する方への対応が遅れることで健康被害を深刻化させてしまうこともある。
- ・ これまで、被災地では、管理栄養士・栄養士が、限られた資源の中で個々の状況に応じた食支援を行い、被災者の健康維持に大きく寄与してきたと考えており、そういった専門職としての役割は非常に重要であると考えている。
- ・ 本協定の締結により、災害発生時に、より迅速に、組織的に、栄養支援を展開できる体制が整うものと期待している。平時からの連携強化と人材育成を通じて、「災害関連死を防ぐ栄養支援」の実現に向けて、県民の皆様方のいのちと健康を守るため、全力を尽くしてまいりたい。



(左から丸山慧保健医療部長、石川祐一会長)



(左から櫛田浩司事務局長、丸山慧保健医療部長、石川祐一会長、島田亜紀美副会長、根本偉代常務理事)